

宇城市立図書館及び宇城市不知火美術館施設の管理に関する基本協定書（案）

宇城市（以下「甲」という）と〇〇（以下「乙」という）とは、次のとおり、宇城市立図書館及び不知火美術館施設の管理に係る基本協定（以下「基本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、宇城市立図書館及び不知火美術館施設の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、乙の能力を活用しつつ、地域住民等に対する公共サービスの効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（公共性及び民間事業者等の趣旨の尊重）

第3条 乙は、宇城市立図書館及び不知火美術館施設の設置目的、指定管理者の指定の意義、及び設管理者が行う管理業務の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、事業が民間事業者等によって実施されるものであることを十分に理解し、対等な立場に立ってその趣旨を尊重するものとする。

（管理の基準）

第4条 乙は、基本協定、当該事業年度における事項について別に定めた協定（以下「年度協定」という）並びに関係法令等のほか 宇城市立図書館及び宇城市不知火美術館指定管理者募集要項（以下「募集要項」という）並びに宇城市立図書館及び宇城市不知火美術館指定管理者提案書（以下「提案書」という）に従い、事業を実施しなければならない。

（基本協定以外の規程の適用関係）

第5条 基本協定、年度協定、募集要項及び提案書の規程の間に矛盾若しくは齟齬がある場合、基本協定、年度協定、募集要項及び提案書の順に、その解釈が優先するものとする。

2 募集要項又は提案書において、その記載内容に矛盾、齟齬がある場合には、甲と乙は協議の上、これを決定するものとする。

3 第1項の規定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(指定期間)

第6条 基本協定による指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 当該管理運営に係る会計区分は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、独立した区分経理を行わなければならない。

(基本的な業務の範囲)

第7条 乙が行う宇城市立図書館及び不知火美術館の業務は、次のとおりとする。

(1) 宇城市立図書館及び不知火美術館条例の規程

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項各号の掲げる業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

(業務の実施)

第8条 乙は、本協定、年度協定、条例及び関係法令等のほか、募集要項及び提案書に従って業務を実施するものとする。

(開業準備)

第9条 乙は、指定開始日に先立ち、業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

2 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができる。

3 甲は、乙から前項の申し出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申し出に応じなければならない。

(第三者による業務の実施)

第10条 乙は、基本協定に定める施設の管理に係る業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

3 乙が、業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(緊急時の対応)

- 第11条 指定期間中、業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は、速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。
- 2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(情報管理)

- 第12条 乙又は業務の全部または一部に従事する者は、業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 2 乙は、宇城市個人情報保護条例（平成19年宇城市条例第35号）及び関係法令等のほか、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

(財産の管理)

- 第13条 甲は、別紙1に示す備品等を、無償で乙に貸与する。
- 2 乙は、指定期間中、備品等を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 備品等が経年劣化等により業務実施の用に供することができなくなった場合、甲は、乙との協議により 必要に応じて自己の費用で当該備品等を購入または調達するものとする。
- 4 乙は、甲が支払う対価によって乙が取得した備品について速やかに備品台帳に登載し、その状況を明らかにしておかなければならない。
- 5 乙は、故意又は過失により備品等を毀損、滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償または自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。
- 6 乙は、業務に係る財産の形状、形質等を変更してはならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りではない。
- 7 乙は、天災地変その他の事故により不知火美術館に係る財産を滅失し、又は毀損したときは、速やかにその状況を甲に報告しなければならない。

(事業報告書)

- 第14条 乙は、毎年度終了後、甲が指定する期日までに次に掲げる事項を記載した事業報告書及び収支決算書を作成し、甲に提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況

- (2) 管理施設の利用者の利用状況
 - (3) 料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等
 - (4) 前号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要な書類
- 2 乙は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(調査)

- 第15条 甲は、事業報告書の確認のほか、必要と認めるときは、乙による業務実施状況を確認することを目的として、随時、管理物件へ立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して業務実施状況や管理経費等の収支状況について説明を求めることができる。
- 2 乙は、甲から前項の申し出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いて、その申し出に応じなければならない。
- 3 前条及び本条第1項による確認の結果、乙による業務実施が仕様書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告することができる。
- 4 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかに応じなければならない。

(指定管理料)

- 第16条 甲は、業務実施の対価として、乙に対し指定管理料を支払う。
- 2 甲が乙に対して支払う指定管理料の詳細については、別途「年度協定」に定めるものとする。
- 3 指定期間中に租税、物価、賃金水準の変動により当初合意された指定管理料が不相当となったと認められるとき、甲又は乙は指定管理料の変更を求めることができる。

(使用料等収入の取扱い)

- 第17条 乙は、本施設に係る使用料等を当該乙の収入として取り扱うものとする。

(使用料等の決定)

- 第18条 使用料等は、乙が条例に規定する使用料等の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承認を受けるものとし、必要に応じて甲と乙の協議を行うものとする。

(損害賠償)

第19条 乙の責めに帰すべき事由により基本協定及び年度協定を解除する場合において、甲が損害を被ったときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

2 甲の責めに帰すべき事由により基本協定及び年度協定を解除する場合において、乙が損害を被ったときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

3 業務の実施に当たって、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙は、その損害を賠償しなければならない。

4 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(保険)

第20条 甲は施設の管理業務の実施にあたり、以下の保険を締結するものとする。

- (1) 火災保険
- (2) 施設賠償責任保険

2 乙は施設の管理業務の実施にあたり、以下の保険を締結するものとする。

- (1) 損害賠償責任保険
- (2) 傷害保険

(甲による基本協定の解除)

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する事由のあるときは、基本協定及び年度協定を解除することができる。

- (1) 乙が乙の責めに帰すべき事由により基本協定及び年度協定に定める事項を履行しないとき、または履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙が基本協定、年度協定または関係法令等の条項に違反し、かつ、甲が相当の期間を定めて催告しても、当該違反の状態が解消されないとき。
- (3) 乙が社会一般の信用を失ったとき。
- (4) 施設の信用を失わせる事態が生じたとき。
- (5) 乙が協定を履行する上で必要とされる資格の取消し、又は停止を受けたとき。
- (6) 施設が滅失したとき及び統廃合を行うとき。
- (7) 条例の廃止等により指定をする必要がなくなったとき。

(乙の解除権)

第22条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、基本協定及び年度協定を解除することができる。

- (1) 甲が甲の責めに帰すべき事由により基本協定及び年度協定に定めた事項を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 甲が基本協定、年度協定または関係法令等の条項に違反し、かつ、乙が相当の期間を定めて催告しても、当該違反の状態が解消されないとき。

2 乙は、第1項に定める場合を除き、指定期間中は基本協定及び年度協定を解除することができない。

(業務の引継ぎ等)

第23条 乙は、第6条に定める指定期間が満了したとき、又は第21条若しくは第22条の規定により基本協定等が解除されたときは、図書館及び不知火美術館施設の運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、甲又は甲が指定するものに対して業務の引継ぎを実施しなければならない。

2 甲は、必要と認める場合には、基本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申し出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申し出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第24条 乙は、第6条に定める指定期間が満了したとき、又は第21条若しくは第22条の規程により基本協定等が解除されたときは、管理物件を速やかに原状に回復し、甲に対して管理物件を明け渡さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(権利譲渡禁止)

第25条 乙は、基本協定及び年度協定を締結したことにより生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(疑義等の決定)

第26条 基本協定に定めのない事項及び基本協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は誠意を持って協議を行い、これを決定するものとする。

(当該事業年度における協定)

第27条 この基本協定の発効により、当該事業年度における事項については、

別に年度協定書を締結する。

甲と乙とは、この基本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和 年 月 日

宇城市松橋町大野 85 番地

甲 宇城市長 守田 憲史

[住所]

乙 [名称及び代表者 氏 名]

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この協定による個人情報の取扱いに当たっては、宇城市個人情報保護条例（平成19年宇城市条例第35号）を遵守しなければならない。

(個人情報の秘密保持義務)

第2条 乙は、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。基本協定終了後も同様とする。

(管理目的以外の個人情報の利用禁止)

第3条 乙は、この協定による事務を処理するため個人情報を収集し、又は利用するときは、事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への個人情報の提供の禁止)

第4条 乙は、この協定による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(第三者への個人情報処理の委託の禁止又は制限)

第5条 乙は、この協定による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず第三者に再委託するときは、甲の承諾を得るものとする。

(個人情報の複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この協定による事務を処理するため、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7条 乙は、この協定の事務を処理するに当たり、個人情報が記録された資料等の漏えい、滅失、その他の事故が発生したとき、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(個人情報の返還又は抹消義務)

第8条 乙がこの協定の事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自ら

が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、指定期間満了後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは甲の指示に従い抹消するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(損害賠償義務)

第9条 乙が故意又は過失により個人情報を漏えいしたときは、乙はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

(適正管理)

第10条 乙は、この協定による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。